

## 資料室



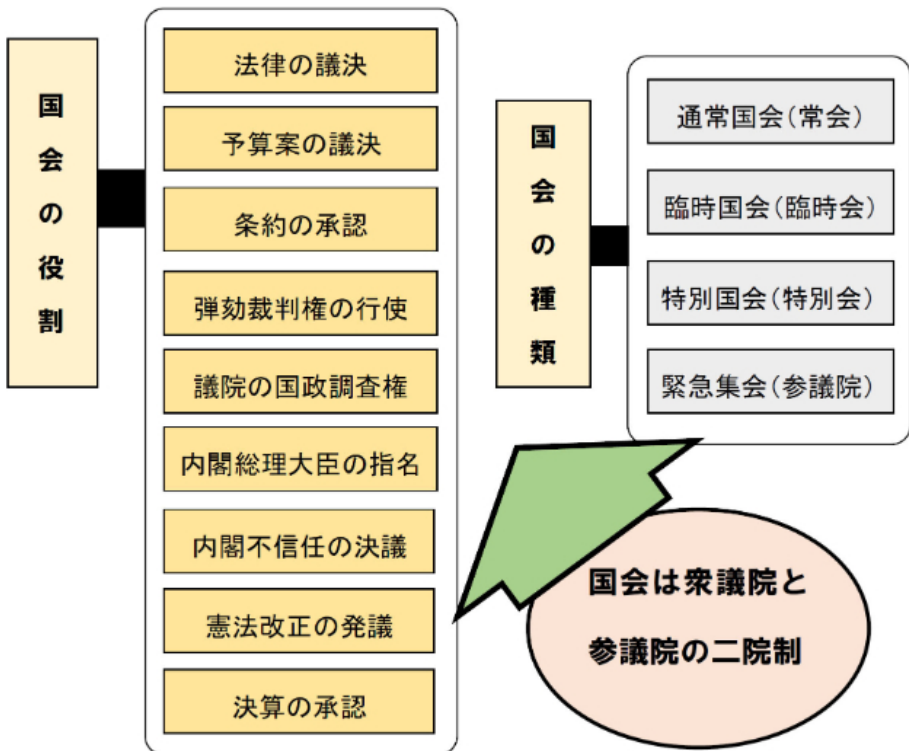
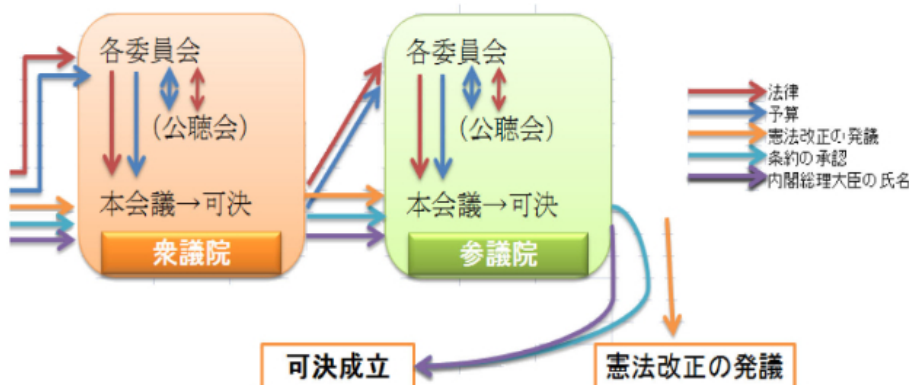
HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知らう (条文解説) 第4章 国会 (1)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

### 日本国憲法を知らう (条文解説) 第4章 国会 (1)



憲法第四十一条 【 国会の地位・立法権 】  
国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

条文説明  
国会が最高機関であり、唯一の立法機関であるという、国会の憲法上の基本的な地位を明確に規定した

- 社会保障
- 労使トラブル法律相談Q&A
- 労働関係法
- 経営全般
- 人間関係とコミュニケーション
- ライフプラン
- 男女共同参画
- 公務員関係法
- 日朝の歴史
- 7つの習慣
- 中東の歴史
- ボランティア活動
- 環境活動
- 社会貢献活動
- 自己啓発
- 生涯学習
- 外交・防衛問題
- 資本論
- 教育カリキュラム
- 日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

条文です。

法律は、国会だけが制定でき、他の国家機関は立法する権限がないということです。国民が選挙した議員で構成される国会のみが立法を行い、他の国家機関は立法の過程に関与しないことを定めたものです。

ただし、この原則には、憲法自身が定める例外があります。

- その例外は、
1. 議員規則（憲法第58条②）
  2. 最高裁判所規則（憲法第77条）
  3. 政令（憲法第73条）
  4. 条例（憲法第94条）

議員規則及び最高裁判所規則は、それぞれ機関内部の規律を定めており、国会が関与するより、各機関の自主性に委ねた方が良いでしょう。というものです。政令は、法律の内容を行政自身の状況判断で実施するためのもので、柔軟・臨機に対応できるよう行政府に制定の権限を与えたものです。条例については、地方自治の尊重から、地方公共団体に制定権を認めているものです。

#### 語句の説明

- ①「国権」・・・国家の権威。国家の権力。
- ②「唯一」・・・ただ一つで他にないこと。
- ③「立法機関」・・・国の法律を制定するための国家機関。

現行の日本国憲法は、三権分立制を採っており、国会が立法権を濫用すれば、内閣は衆議院を解散することによって、裁判所は違憲審査権を行使することによって、国会をコントロールすることになります。

日本国憲法は、立法権を国会（第41条）に、行政権を内閣（第65条）に、司法権を裁判所（第76条）に分離し、三権分立の原理を実現しています。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.